

# 石川県景観計画

## 石 川 県

### 目 次

1. 目的	1
2. 景観計画区域における景観形成	1
3. 景観形成重要地域における景観形成	
(1) 能登外浦地域	4
(2) 能登内浦地域	8
(3) のと里山空港周辺地域	12
(4) 能登島七尾湾周辺地域	16
(5) のと里山海道沿線・千里浜海岸地域	20
(6) 北陸自動車道沿線地域	24
(7) 加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線地域	28
(8) 加賀海岸地域	32
(9) 小松空港周辺地域	36
(10) 白山ろく地域	40
(11) のと里海地域	44
別表	50
4. 景観形成重点地区における景観形成	
(1) 春蘭の里（能登町）	52
(2) 奥のと里海 日置（珠洲市）	57
(3) 神子原（羽咋市）	61
5. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項	65
6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	65
7. 自然公園法の許可の基準	65

# 石川県景観計画

## 1. 目的

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条及びいしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第11条の規定並びに県土全域の景観形成に関する基本的かつ総合的な計画であるいしかわ景観総合計画に基づき定めるものである。

## 2. 景観計画区域における景観形成

### 1) 区域

景観形成の実現を図る景観計画区域は、「石川県全域」とする。（ただし、景観行政団体である市町の区域は除く。）

### 2) 景観形成の目標

石川県には、霊峰白山や能登・加賀の長く変化に富んだ海岸などの自然景観をはじめ、歴史的・文化的な街のたたずまいや田園風景など、多彩で良好な景観資源が数多くある。

このような景観を守り育て、より魅力的な資源として後世に伝えるとともに、これらの景観資源を活用して交流人口の拡大や地域の活性化を図ることを目標とする。

### 3) 景観形成の方針

景観計画区域においては、以下の景観形成の方針を掲げる。

#### 自然景観の保全と創出

豊かな自然や優れた眺望は、それ自体が本県を代表する景観であるだけでなく、様々な景観の構成要素としても不可欠であることから、現在ある良好な自然景観を保全するとともに、新たな景観の創出に努める。

#### 歴史的・文化的な街並み景観や田園景観の保全と創出

人が長い年月をかけて生活の営みの中で創り上げてきた街並みや里山・田園は、地域を特徴づける重要な景観であることから、歴史的・文化的な景観を保全するとともに、荒廃しつつある景観の修景・再生に努める。

#### 日常生活空間における快適な景観づくり

県民がやすらぎやうらおいのある生活を送るためには、日常の生活空間における景観が重要であることから、住宅地等の景観の保全・創出に努める。

#### 未来に向けた新たな都市景観の創出

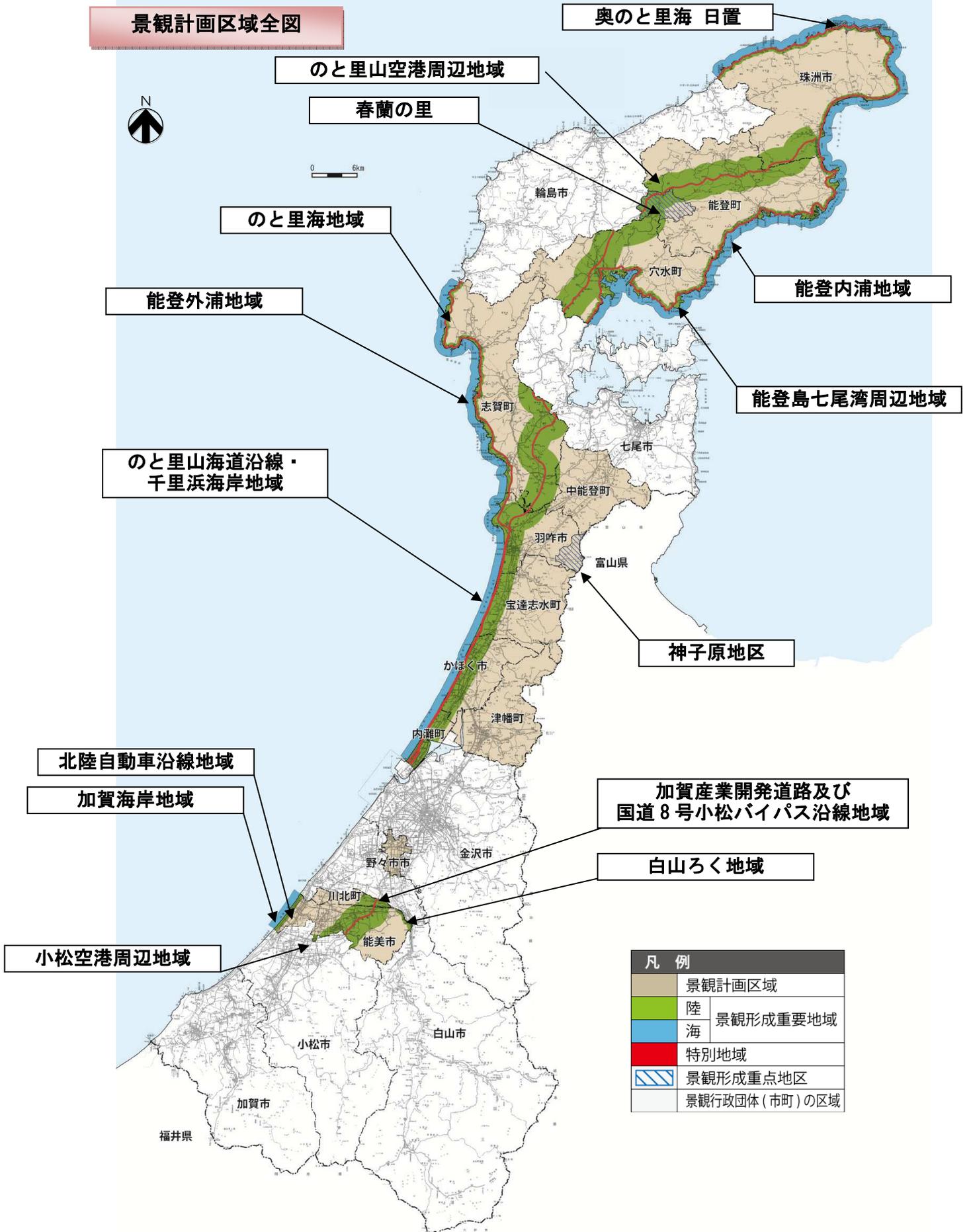
県民が愛着と誇りを持てる魅力的な都市・市街地の景観形成が重要であることから、近代的な都市景観の創出や新たな伝統文化の創造に向けた個性的で統一感のある都市景観の創出に努める。

#### 広域的・連続的・拠点的な景観の保全・創出

広域幹線道路や交通・観光の拠点における景観は、県民のみならず来訪者にとっても目にする機会が多く、本県を印象づけるものであることから、自然景観や文化的な景観、あるいは都市・集落景観などを総合的にとらえ、連続性の確保やより良好な景観の保全・創出に努める。

# 石川県景観計画

景観計画区域全図



凡例	
<span style="background-color: #d2b48c; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	景観計画区域
<span style="background-color: #90ee90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	陸
<span style="background-color: #add8e6; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	海
<span style="background-color: #ff0000; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	特別地域
<span style="background-color: #e0e0e0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	景観形成重点地区
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	景観行政団体(市町)の区域

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

#### ■建築物及び工作物

項目	景観形成基準
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul>

#### ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土・切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模なりの面が生じないよう配慮する。</li> <li>擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

## 3. 景観形成重要地域における景観形成

特に良好な景観形成を図る必要のある地域を「景観形成重要地域」として指定する。また、景観形成重要地域のうち、「建築物等の形態意匠等が景観に及ぼす影響が特に大きな地域」として、限定した範囲を「特別地域」として指定する。

### (1) 能登外浦地域

#### 1) 区域

- 下記の海岸汀線から海側 1km 以内、陸側 500m以内の範囲
- ・ 禄剛崎から志賀町と羽咋市との境界まで（輪島市を除く）

#### 2) 景観形成の目標

外浦特有の雄大な海岸景観と風土に培われた文化的な景観の保全

#### 3) 景観形成の方針

##### ①海岸景観の保全・活用

猿山岬や曾々木、木ノ浦、狼煙海岸など外浦特有の雄大な海岸景観の保全を図るとともに、七ツ島や夕陽を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。

##### ②歴史的・文化的な景観の保全・活用

千枚田や間垣、塩田、北前船の歴史を伝える集落など、外浦独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。

##### ③観光拠点周辺の景観形成

輪島市街や輪島港など主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。

##### ④沿道景観の保全・創出

一般国道249号などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。

##### ⑤公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

##### ⑥景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物 (○は景観形成重要地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
<b>位置</b> <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> </ul>
<b>形態</b> <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2 (い) 欄のとおりとする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

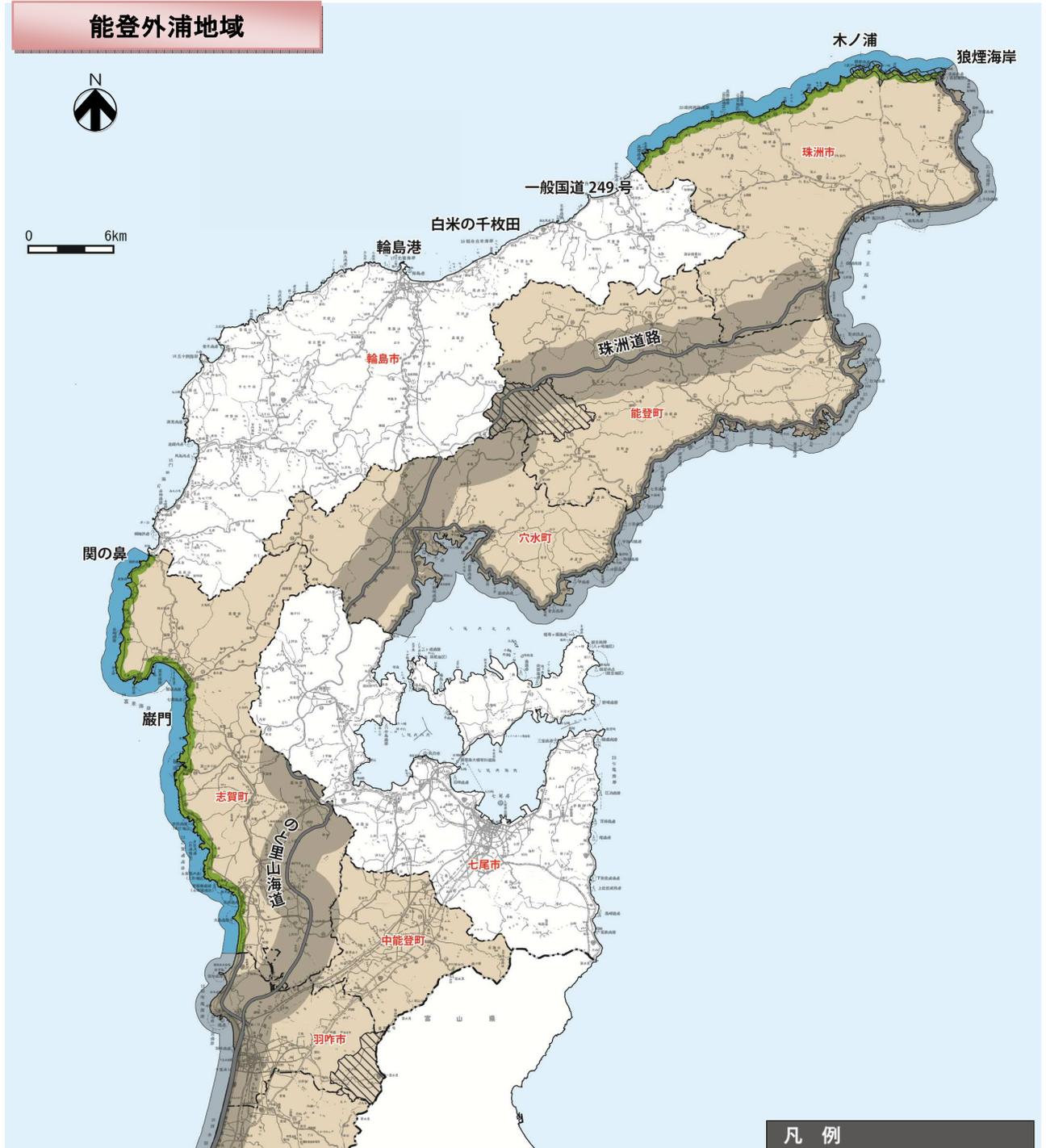
項目	景観形成基準
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul> <p>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</p> <p>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul> <p>○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</p>

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なりのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>・景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## 能登外浦地域



凡 例	
陸	景観形成重要地域
海	
特別地域	
景観形成重点地区	
景観行政団体(市町)の区域	
隣接する景観形成重要地域	
隣接する特別地域	

## (2) 能登内浦地域

### 1) 区域

- 下記の海岸汀線から海側 1km 以内、陸側 500m以内の範囲  
・禄剛崎から能登町と穴水町との境界まで

### 2) 景観形成の目標

内浦特有の優美な海岸景観と風土に培われた文化的な景観の保全

### 3) 景観形成の方針

#### ①海岸景観の保全・活用

九十九湾や鉢ヶ崎、見附海岸、恋路海岸など内浦特有の優美な海岸景観の保全を図るとともに、これらの海岸を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。

#### ②歴史的・文化的な景観の保全・活用

真脇遺跡や点在する漁村の風景など、内浦独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。

#### ③観光拠点周辺の景観形成

珠洲市や宇出津などの主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。

#### ④沿道景観の保全・創出

一般国道249号や県道能都内浦線などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。

#### ⑤公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ⑥景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物 (○は景観形成重要地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
<b>位置</b> <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> </ul>
<b>形態</b> <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2 (い) 欄のとおりとする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

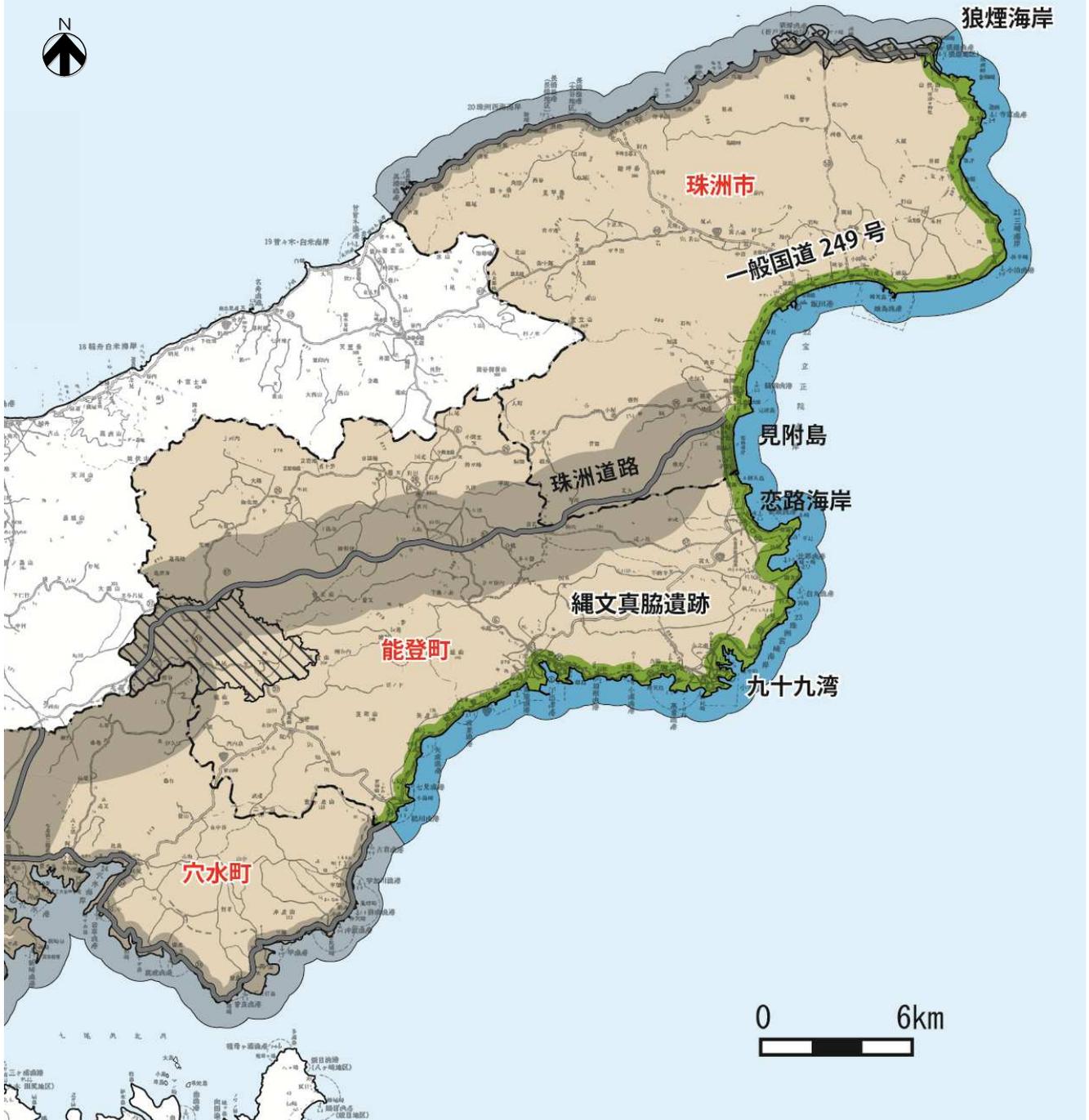
項目	景観形成基準
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul> <p>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</p> <p>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul> <p>○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</p>

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なりのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>・景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## 能登内浦地域



凡例	
	陸 景観形成重要地域
	海
	特別地域
	景観形成重点地区
	景観行政団体(市町)の区域
	隣接する景観形成重要地域
	隣接する特別地域

## (3) のと里山空港周辺地域

### 1) 区域

○のと里山空港滑走路の中心線から 3km 以内の区域並びに下記の道路の区間及び当該道路区間の本線の道路境界から両側 2km の範囲のうち陸域（うち道路境界から両側 100m の範囲は特別地域）

#### ・ 県道漆原下出線（輪島道路）

県道柏木穴水線との交差点（洲衛）から県道七尾輪島線との交差点（三井町漆原地内）まで（輪島市を除く）

#### ・ 県道柏木穴水線（珠洲道路）

一般国道 470 号との交差点（のと里山空港インターチェンジ）から県道珠洲穴水線との交差点（柏木地内）まで（輪島市を除く）

#### ・ 県道珠洲穴水線（珠洲道路）

県道柏木穴水線との交差点（柏木地内）から県道内浦柳田線との交差点（太田原地内）まで（輪島市を除く）

#### ・ 県道内浦柳田線（珠洲道路）

県道珠洲穴水線との交差点（太田原地内）から市道 5 6 - 1 号線との交差点（駒渡地内）まで

#### ・ 市道 5 6 - 1 号線（珠洲道路）

県道内浦柳田線との交差点（駒渡地内）から一般国道 249 号との交差点（鶴島地内）まで

### 2) 景観形成の目標

能登地方の空の玄関口であるのと里山空港と周辺丘陵地の豊かな緑の調和

### 3) 景観形成の方針

#### ① 拠点景観の創出

能登地方の空の玄関口であり、能登観光の起点となるのと里山空港周辺では、自然環境と調和した土地利用、建築物・屋外広告物等の規制・誘導等により拠点景観の創出を図る。

#### ② 山地・森林景観の保全

豊かな緑の丘陵地にあるのと里山空港周辺においては、人工林や雑木林の管理・整備・育成などにより、美しい山並みや森林景観の保全・創出を図る。

#### ③ 沿道景観の保全・創出

空港へのアクセス道である珠洲道路や輪島道路などの幹線道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、丘陵の緑と調和した良好な沿道景観の創出を図る。

#### ④ 公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ⑤ 景観を阻害する要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物(○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準)

項 目	景観形成基準
<b>位置</b> ・ <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそそえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> <li>◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。</li> <li>◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。</li> <li>◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。</li> </ul>
<b>形態</b> ・ <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> </ul>

# 石川県景観計画

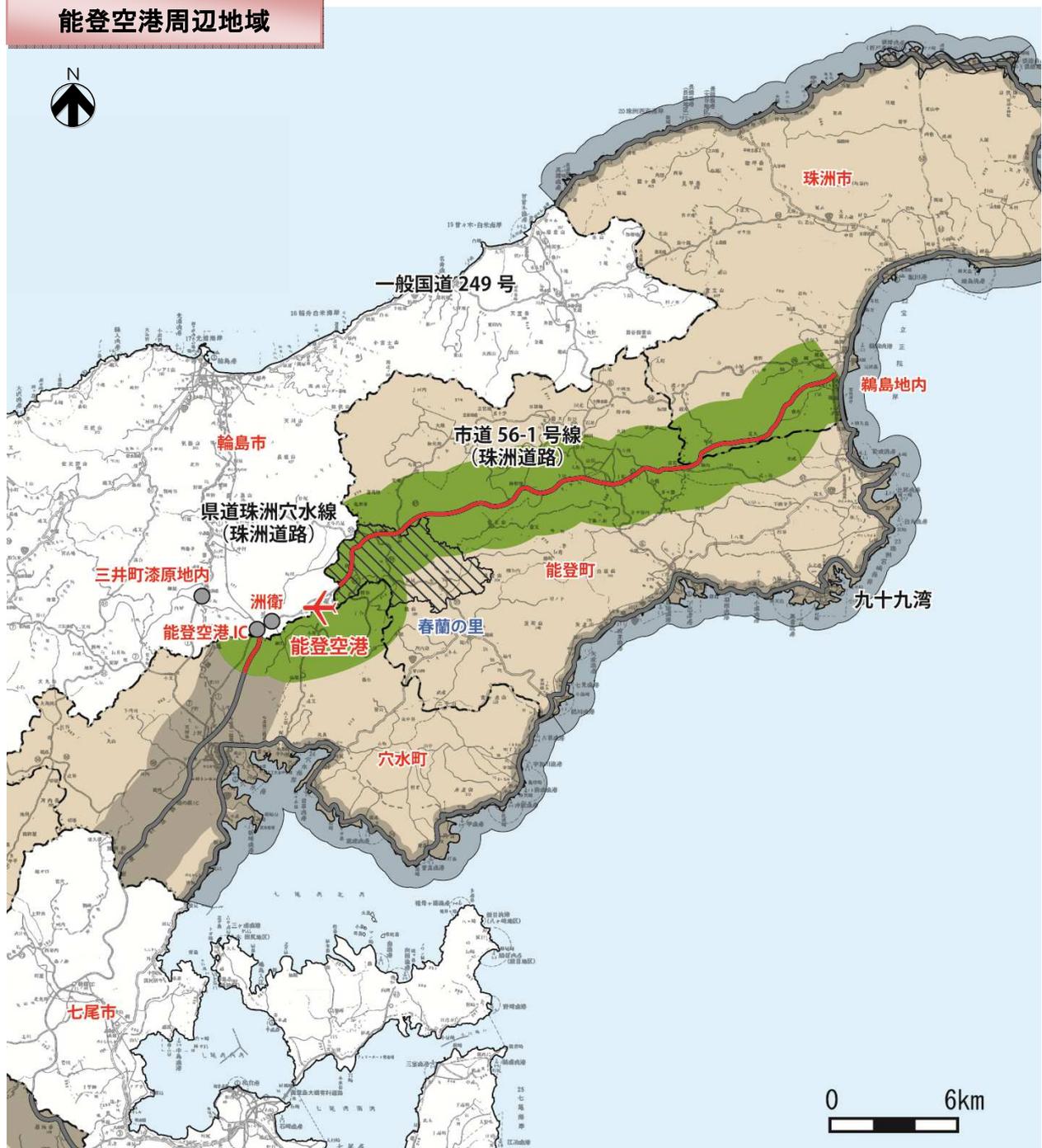
項目	景観形成基準
色彩	○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
	○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。
	○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。
	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。
	◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。
	・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。
	・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
	○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。
植栽	・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。
	・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。
	・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。
	○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。
	○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。
その他	・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。
	・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。
	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。
	・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。
	・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。
	・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	・大規模なりのり面が生じないよう配慮する。
	・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。
	・景観に配慮した植栽計画とする。

# 石川県景観計画

## 能登空港周辺地域



凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#90EE90;"></span> 陸	景観形成重要地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ADD8E6;"></span> 海	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#FF0000;"></span>	特別地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px);"></span>	景観形成重点地区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px solid black;"></span>	景観行政団体(市町)の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#D3D3D3;"></span>	隣接する景観形成重要地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#808080;"></span>	隣接する特別地域

## (4) 能登島七尾湾周辺地域

### 1) 区域

- 下記の海岸汀線から海側 1km 以内、陸側 500m以内の範囲  
・穴水町に限る

### 2) 景観形成の目標

七尾湾特有の海岸・眺望景観の保全と能登の文化が香る観光拠点の創出

### 3) 景観形成の方針

#### ①海岸景観の保全・活用

能登島や七尾湾など内浦特有の波静かで優美な海岸景観の保全を図るとともに、これらの海岸や能登島大橋等を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。

#### ②歴史的・文化的な景観の保全・活用

「ボラ待ち櫓」やカキの養殖、大敷網など、地域独特の風土から生まれた歴史的・文化的な景観資源の保全・活用を図る。

#### ③観光拠点周辺の景観形成

七尾市街や和倉温泉、能登島などの主要な観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある観光拠点の景観創出を図る。

#### ④沿道景観の保全・創出と観光周遊ルートの形成

一般国道249号などの幹線道路や能登島の周遊道路においては、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導、沿道花壇の整備や植栽などにより、海岸や街並みに調和した良好な沿道景観の創出を図る。また、海岸景勝地を中心に、自然体験型施設や観光拠点をネットワークし、自然と調和した魅力的な観光周遊ルートの形成を図る。

#### ⑤公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ⑥景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物 (○は景観形成重要地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
<b>位置</b> <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> </ul>
<b>形態</b> <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2 (い) 欄のとおりとする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

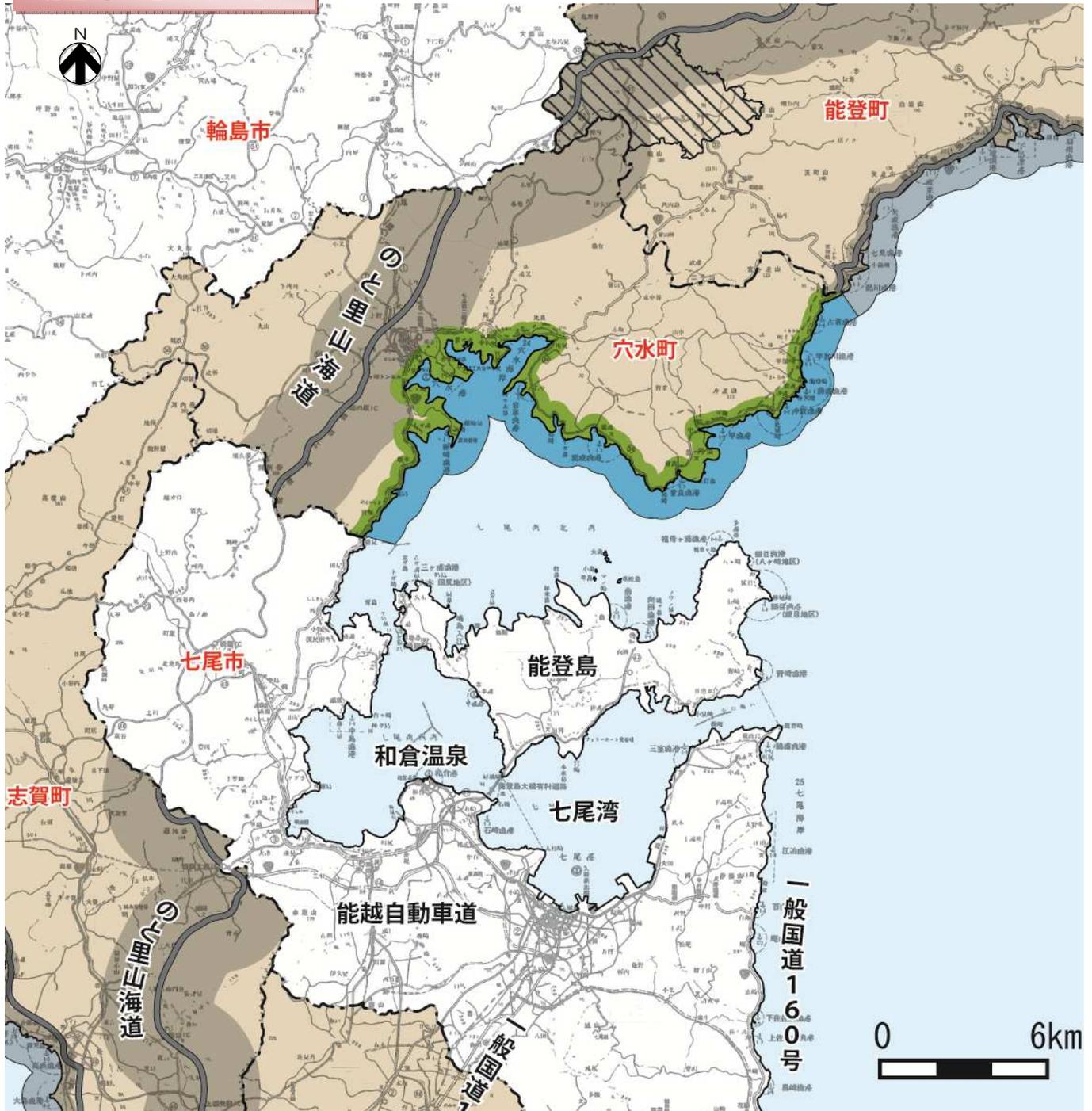
項目	景観形成基準
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul> <p>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</p> <p>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul> <p>○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</p>

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>・景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## 能登島七尾湾周辺地域



凡例	
<span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	陸
<span style="background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	海
<span style="background-color: #FF0000; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	特別地域
<span style="background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	景観形成重点地区
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	景観行政団体(市町)の区域
<span style="background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	隣接する景観形成重要地域
<span style="background-color: #808080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	隣接する特別地域

## (5) のと里山海道沿線・千里浜海岸地域

### 1) 区域

○下記の道路の区間及び当該道路区間の本線の道路境界から両側 2km の範囲(羽咋市の海側は汀線まで)のうち陸域(うち柳田インターチェンジ以北は道路境界から両側 100m の範囲及び柳田インターチェンジ以南は道路境界線から両側 200m の範囲は特別地域)

・**県道金沢田鶴浜線(のと里山海道)**

金沢市との境界から徳田大津ジャンクションまで(七尾市を除く)

・**県道七尾輪島線(のと里山海道)**

徳田大津ジャンクションから穴水インターチェンジまで(七尾市を除く)

・**一般国道 470 号(能越自動車道)**

穴水インターチェンジから県道柏木穴水線との交差点(のと里山空港インターチェンジ)まで(輪島市を除く)

○下記の海岸汀線から海側 1km 以内の範囲

・志賀町と羽咋市との境界から内灘町と金沢市との境界まで

### 2) 景観形成の目標

長く連なる砂丘海岸や山並み景観が楽しめる道路沿道景観の保全

### 3) 景観形成の方針

#### ①沿道景観の保全・創出

建築物や屋外広告物の規制・誘導、沿道花壇の整備、海岸林の植栽・整備などにより、海岸や丘陵地の緑に調和した良好な沿道景観の創出を図る。

#### ②眺望景観の保全

美しい砂丘海岸や山並み景観が楽しめるように、道路やサービスエリア等からの眺望景観の保全・活用を図る。

#### ③交通拠点景観の創出

インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。

#### ④海浜ドライブウェイの保全・活用

千里浜なぎさドライブウェイにおいては、砂浜や海岸植生の保全、海岸景観と調和した施設の整備などにより、シークエンス景観の保全・創出を図る。

#### ⑤公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ⑥景観阻害要因の排除等

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物(○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。
	・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。
	・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。
	○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。
	○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。
	○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。
	○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。
	◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。
形態 ・ 意匠	◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。
	◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。
	・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。
	・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。
	○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。
	○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。
	○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。
	・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。
色彩	○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。
	・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。
	・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。
	・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。
色彩	・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。
	・敷地内の屋外設備、工作物及び付帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。

# 石川県景観計画

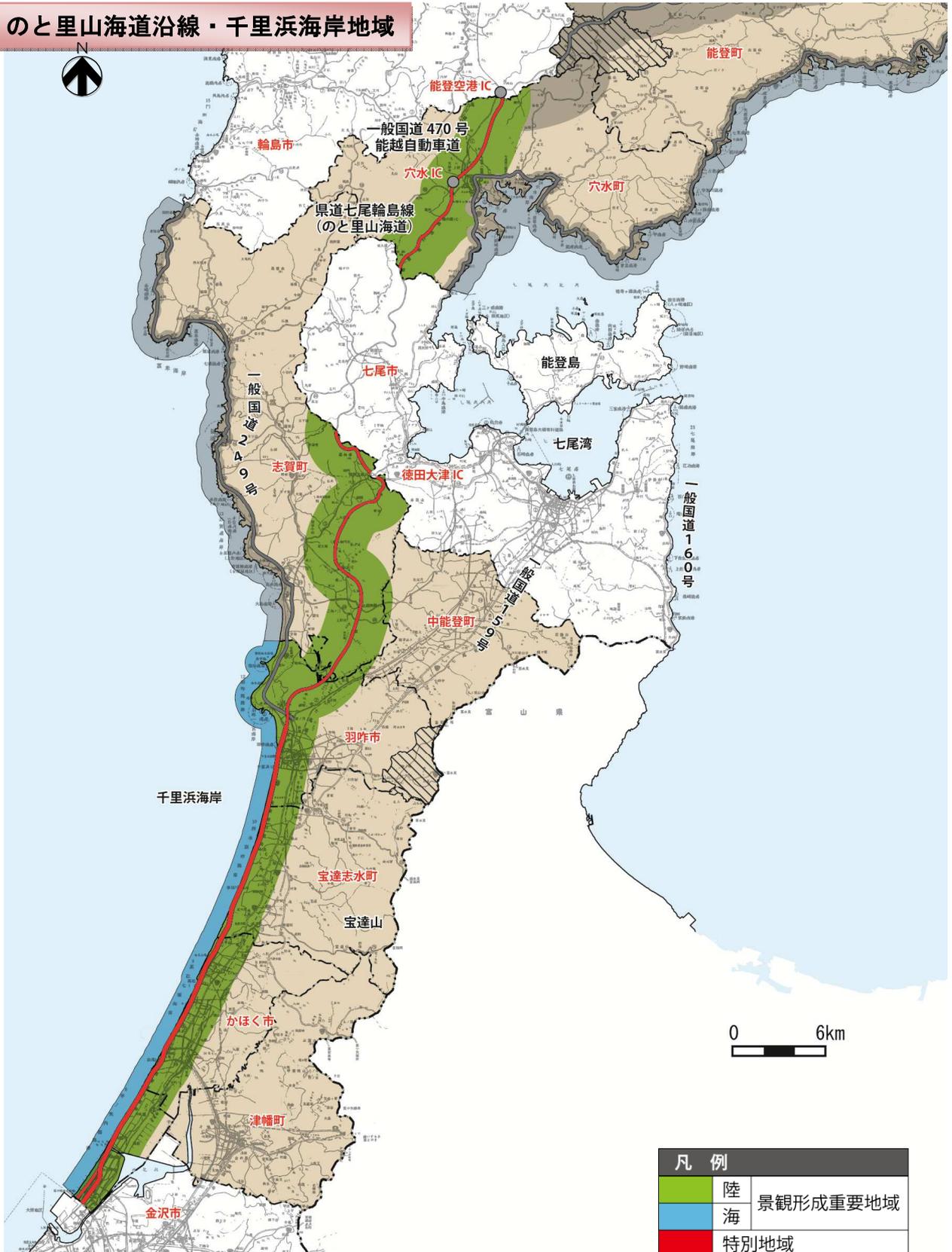
項目	景観形成基準
色彩	○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
	○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。
	○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。
	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。
	◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。
	・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。
	・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
	○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。
植栽	・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。
	・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。
	・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。
	○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。
	○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。
その他	・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。
	・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。
	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。
	・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。
	・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。
	・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	・大規模なおり面が生じないよう配慮する。
	・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。
	・景観に配慮した植栽計画とする。

# 石川県景観計画

## のと里山海道沿線・千里浜海岸地域



凡 例	
	陸 景観形成重要地域
	海 景観形成重要地域
	特別地域
	景観形成重点地区
	景観行政団体(市町)の区域
	隣接する景観形成重要地域
	隣接する特別地域

## (6) 北陸自動車道沿線地域

### 1) 区域

- 下記の道路の区間及び当該道路区間の本線の道路境界から両側 500mの範囲のうち陸域（能美市に限る）
  - ・北陸自動車道（能美市に限る）

### 2) 景観形成の目標

市街地や多彩な自然景観が楽しめる道路沿道景観の保全

### 3) 景観形成の方針

#### ①沿道景観の保全・創出

建築物や屋外広告物の規制、周辺森林の整備などにより、田園や海岸に調和した良好な沿道景観の創出を図る。

#### ②交通拠点景観の創出

インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。

#### ③眺望景観の保全

日本海や白山、手取川や田園など多彩な景観が楽しめるように、道路沿道からの眺望景観の保全を図る。

#### ④公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ⑤景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物 (○は景観形成重要地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
<b>位置</b> <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> </ul>
<b>形態</b> <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2 (い) 欄のとおりとする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

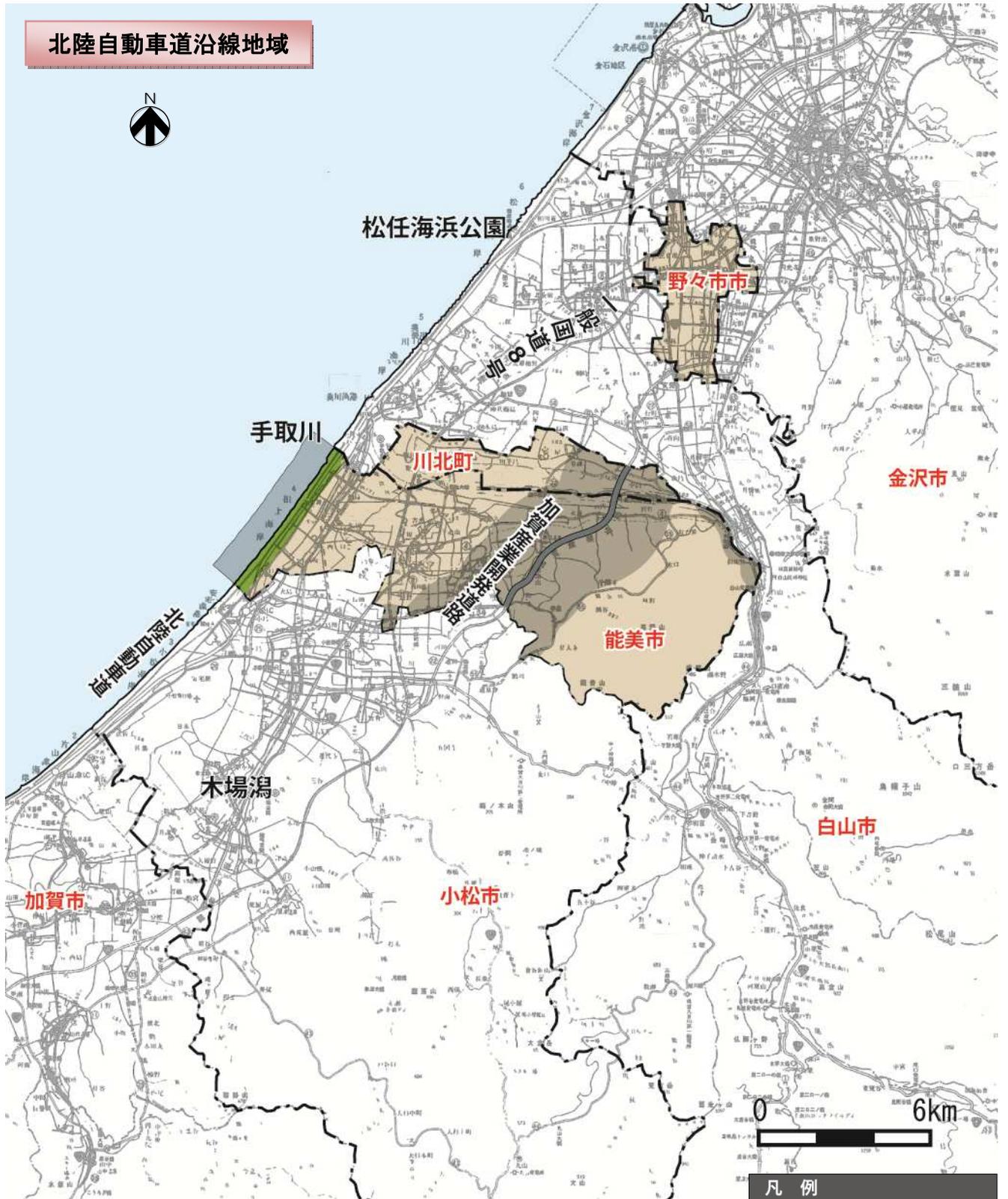
項目	景観形成基準
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul> <p>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</p> <p>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul> <p>○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</p>

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なりのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>・景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## 北陸自動車道沿線地域



凡例	
	陸
	海
	特別地域
	景観形成重点地区
	景観行政団体(市町)の区域
	隣接する景観形成重要地域
	隣接する特別地域

## (7) 加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス沿線地域

### 1) 区域

○下記の道路の区間及び当該道路区間の本線の道路境界から両側 2km の範囲うち加賀市の区域を除く範囲（道路境界から両側 100mの範囲は特別地域）

#### ・県道金沢小松線（加賀産業開発道路）

一般国道 157 号との交差点（安養寺北）から一般国道 8 号との交差点（八幡温泉西）まで（小松市、白山市を除く）

### 2) 景観形成の目標

田園・里山景観や白山の眺望が楽しめる道路沿道景観の保全

### 3) 景観形成の方針

#### ①沿道景観の保全・創出

建築物や屋外広告物の規制・誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、田園や丘陵地の緑に調和した良好な沿道景観の創出を図る。

#### ②眺望景観の保全

白山や手取川、手取川扇状地の田園景観などを楽しめるように、道路からの眺望景観の保全を図る。

#### ③交通拠点景観の創出

インターチェンジやアクセス道路周辺では、周辺環境との調和に配慮した沿道景観の創出や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導などにより、魅力ある交通拠点景観の創出を図る。

#### ④公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ⑤景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物(○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> <li>◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。</li> <li>◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。</li> <li>◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。</li> </ul>
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び付帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> </ul>

# 石川県景観計画

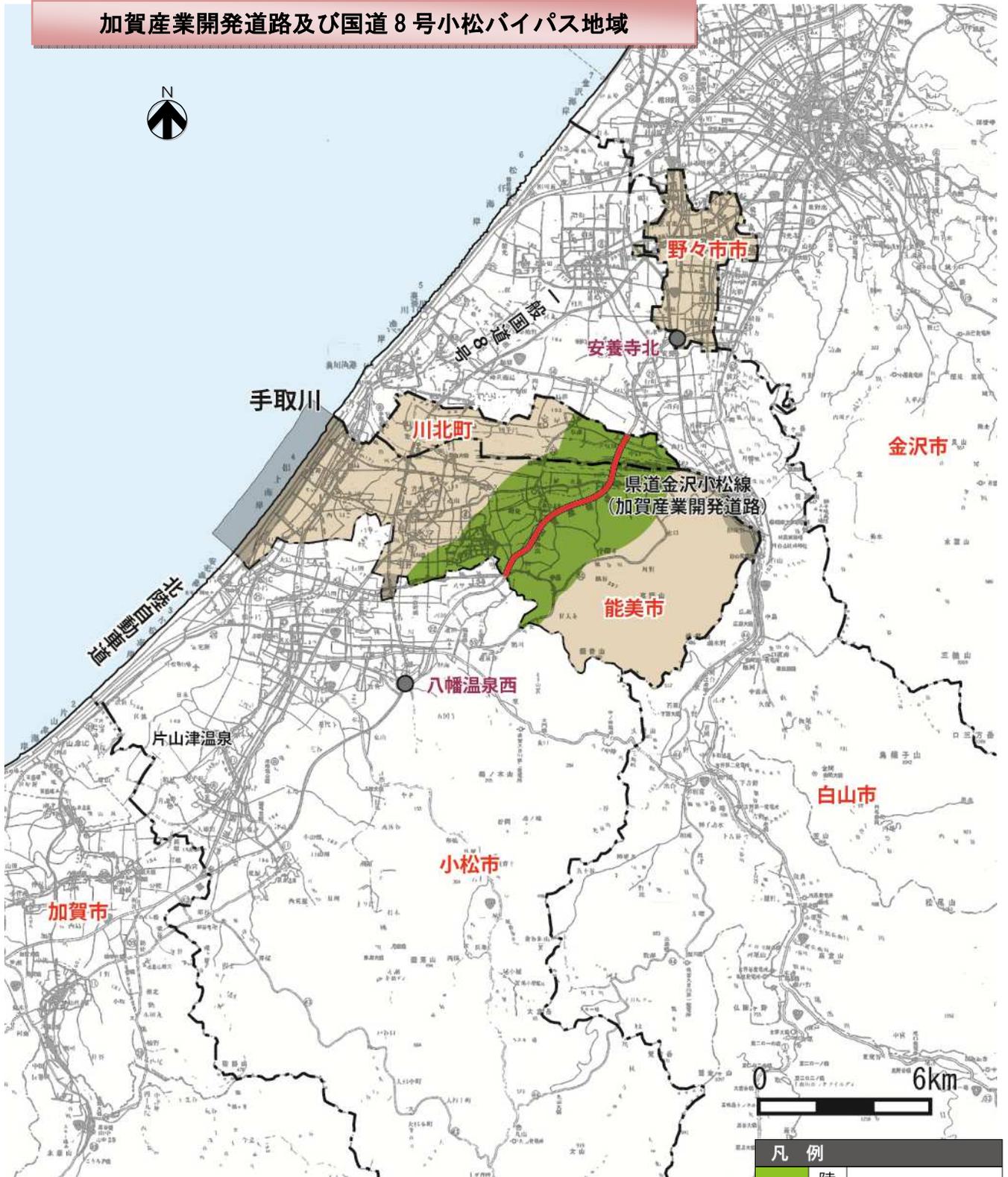
項目	景観形成基準
色彩	○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
	○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。
	○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。
	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。
	◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。
	・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならぬ材料の使用に配慮する。
	・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
	○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。
植栽	・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。
	・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。
	・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。
	○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。
	○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。
その他	・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。
	・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。
	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。
	・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。
	・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。
	・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	・大規模なのり面が生じないよう配慮する。
	・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。
	・景観に配慮した植栽計画とする。

# 石川県景観計画

## 加賀産業開発道路及び国道8号小松バイパス地域



凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span>	陸
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span>	海
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF0000; border: 1px solid black;"></span>	特別地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></span>	景観形成重点地区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border: 1px solid black;"></span>	景観行政団体(市町)の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>	隣接する景観形成重要地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>	隣接する特別地域

## (8) 加賀海岸地域

### 1) 区域

- 下記の海岸汀線から海側 1km 以内、陸側 500m以内の範囲  
・能美市に限る

### 2) 景観形成の目標

多彩で自然豊かな海岸景観と歴史ある街並み景観の保全

### 3) 景観形成の方針

#### ①海岸景観の保全・活用

内灘砂丘や小舞子海岸、加佐ノ岬、塩屋海岸、鹿島の森など多彩で自然豊かな海岸の保全を図るとともに、これらの海岸景観を楽しむための施設整備などを推進する。

#### ②河川景観の保全・再生

手取川や梯川、大聖寺川などの河口で見られる独特の河川景観を保全・再生するため、自然環境に配慮した護岸等の整備や植生の復元等に努める。

#### ③歴史的・文化的な景観の保全・継承

安宅の関や橋立漁港など歴史的・文化的な景観の保全・活用を図る。

#### ④交通・観光拠点周辺の景観形成

金沢港や松任海浜公園 (C.C.Z.)、安宅の関など主要な交通・観光拠点においては、良好な街並み景観の創出や自然環境に配慮した港湾施設・護岸等の整備に努め、魅力ある拠点景観の創出を図る。

#### ⑤公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ⑥景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物 (○は景観形成重要地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
<b>位置</b> <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> </ul>
<b>形態</b> <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2 (い) 欄のとおりとする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

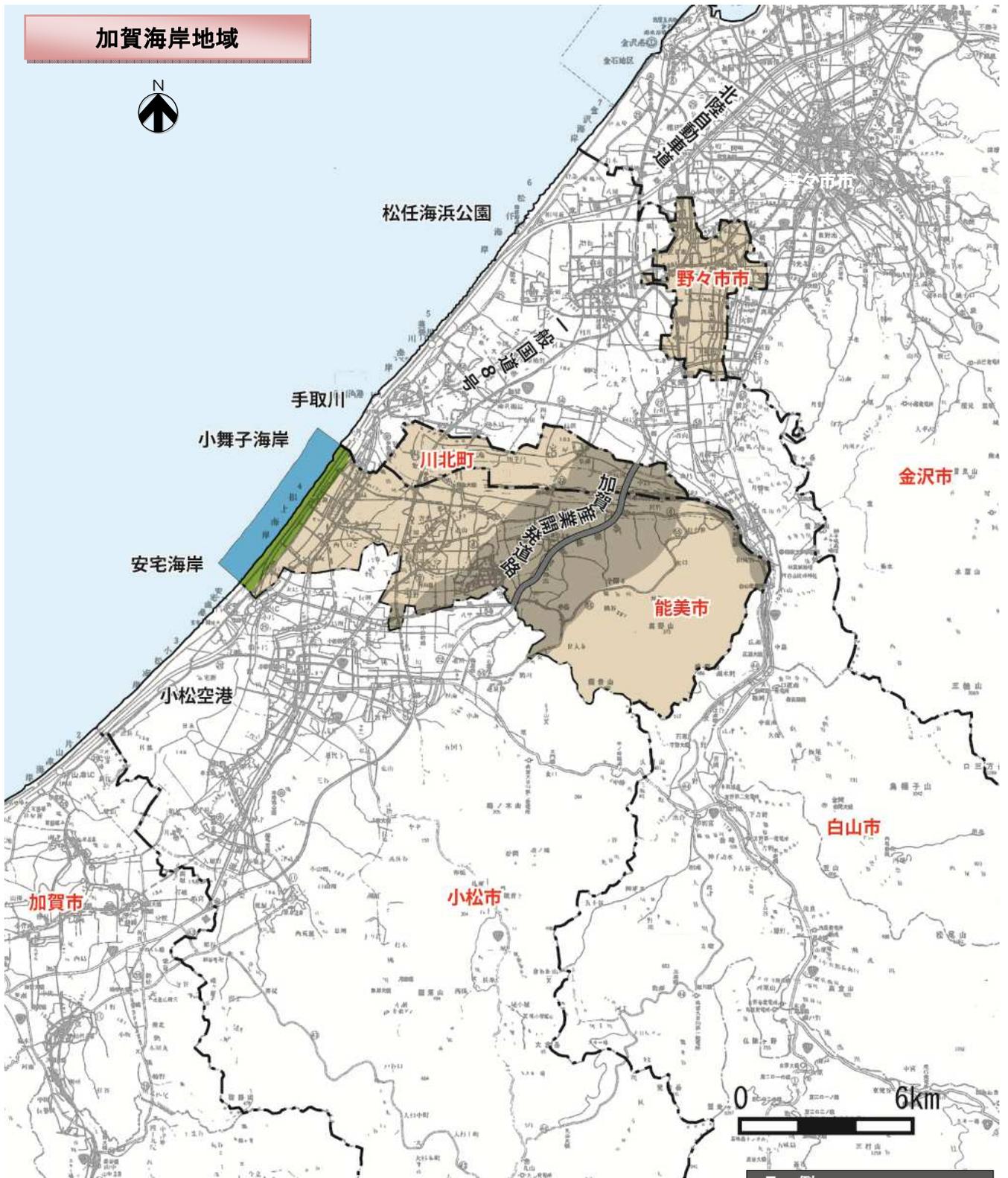
項目	景観形成基準
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul> <p>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</p> <p>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul> <p>○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</p>

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>・景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## 加賀海岸地域



凡例	
	陸
	海
	特別地域
	景観形成重点地区
	景観行政団体(市町)の区域
	隣接する景観形成重要地域
	隣接する特別地域

## (9) 小松空港周辺地域

### 1) 区域

○下記の道路の区間及び当該道路区間の本線の道路境界から両側 500mの範囲のうち陸域

#### ・県道金沢美川小松線

一般国道 360 号との交差点（城南町西）から県道寺畠小松線との交差点（長崎中）まで（小松市を除く）

#### ・県道寺畠小松線

県道金沢美川小松線との交差点（長崎中）から県道金沢小松線との交差点（上八里町）まで（小松市を除く）

### 2) 景観形成の目標

北陸地方の空の玄関口である小松空港と周辺道路沿道景観の保全

### 3) 景観形成の方針

#### ①拠点景観の創出

北陸地方の空の玄関口であり、本県の観光起点となる小松空港周辺では、自然環境と調和した土地利用、建築物・屋外広告物等の規制・誘導等により拠点景観の創出を図る。

#### ②沿道景観の保全・創出

建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、海岸や田園の景観に調和した良好な沿道景観の創出を図る。

#### ③公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ④景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物 (○は景観形成重要地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
<b>位置</b> <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> </ul>
<b>形態</b> <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2 (い) 欄のとおりとする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

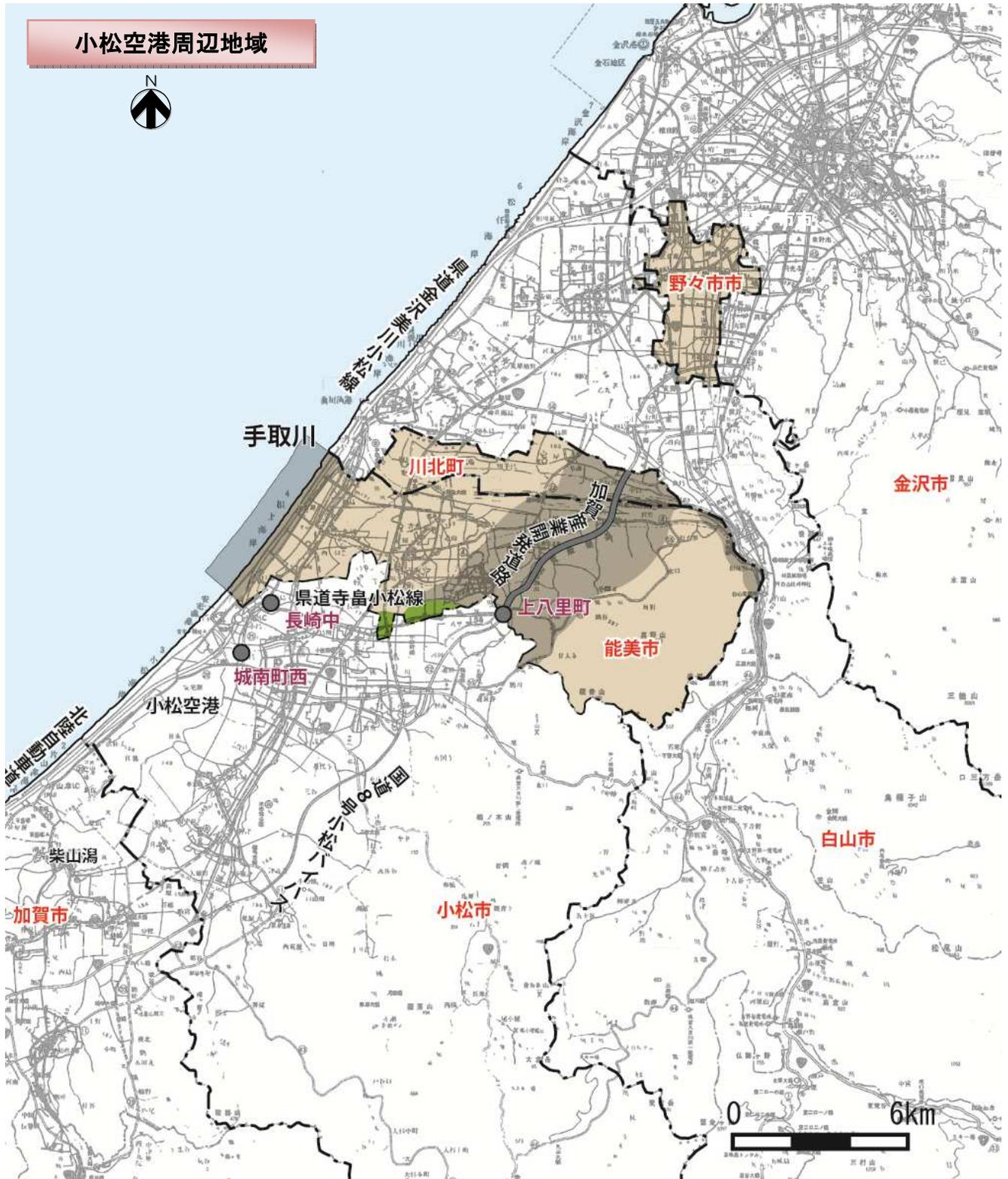
項目	景観形成基準
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</li> <li>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul>
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

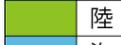
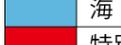
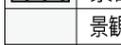
## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
	○大規模なのり面が生じないよう配慮する。
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>・景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## 小松空港周辺地域



凡例	
	陸
	海
	特別地域
	景観形成重点地区
	景観行政団体(市町)の区域
	隣接する景観形成重要地域
	隣接する特別地域

## (10) 白山ろく地域

### 1) 区域

○下記の道路の区間及び当該道路区間の本線の道路境界から両側 500mの範囲

#### ・一般国道 157 号

県道金沢小松線との交差点（安養寺北）から福井県との境界まで（白山市を除く）

### 2) 景観形成の目標

白山の自然と文化が調和した良好な田園・里山・農山村景観の保全

### 3) 景観形成の方針

#### ①沿道景観の保全・創出

建築物や屋外広告物の規制、エコサインへの誘導、沿道花壇の整備、周辺森林の整備などにより、田園や山地に調和した良好な沿道景観の創出を図る。

#### ②眺望景観の保全

白山をはじめとする山並みや集落・田園などの景観が楽しめるように、道路沿道からの眺望景観の保全を図る。

#### ③農山村集落や文化的な景観の保全

白峰をはじめとする伝統的な山村集落景観や自然との調和から生まれた独特の生活文化等の保全を図る。

#### ④観光拠点周辺の景観形成

白山ろくテーマパークや一里野国民休養地などの保養・観光施設周辺においては、自然環境と調和した観光拠点景観の保全・創出を図る。

#### ⑤公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

#### ⑥景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物 (○は景観形成重要地域で追加する基準)

項目	景観形成基準
<b>位置</b> <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> </ul>
<b>形態</b> <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2 (い) 欄のとおりとする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

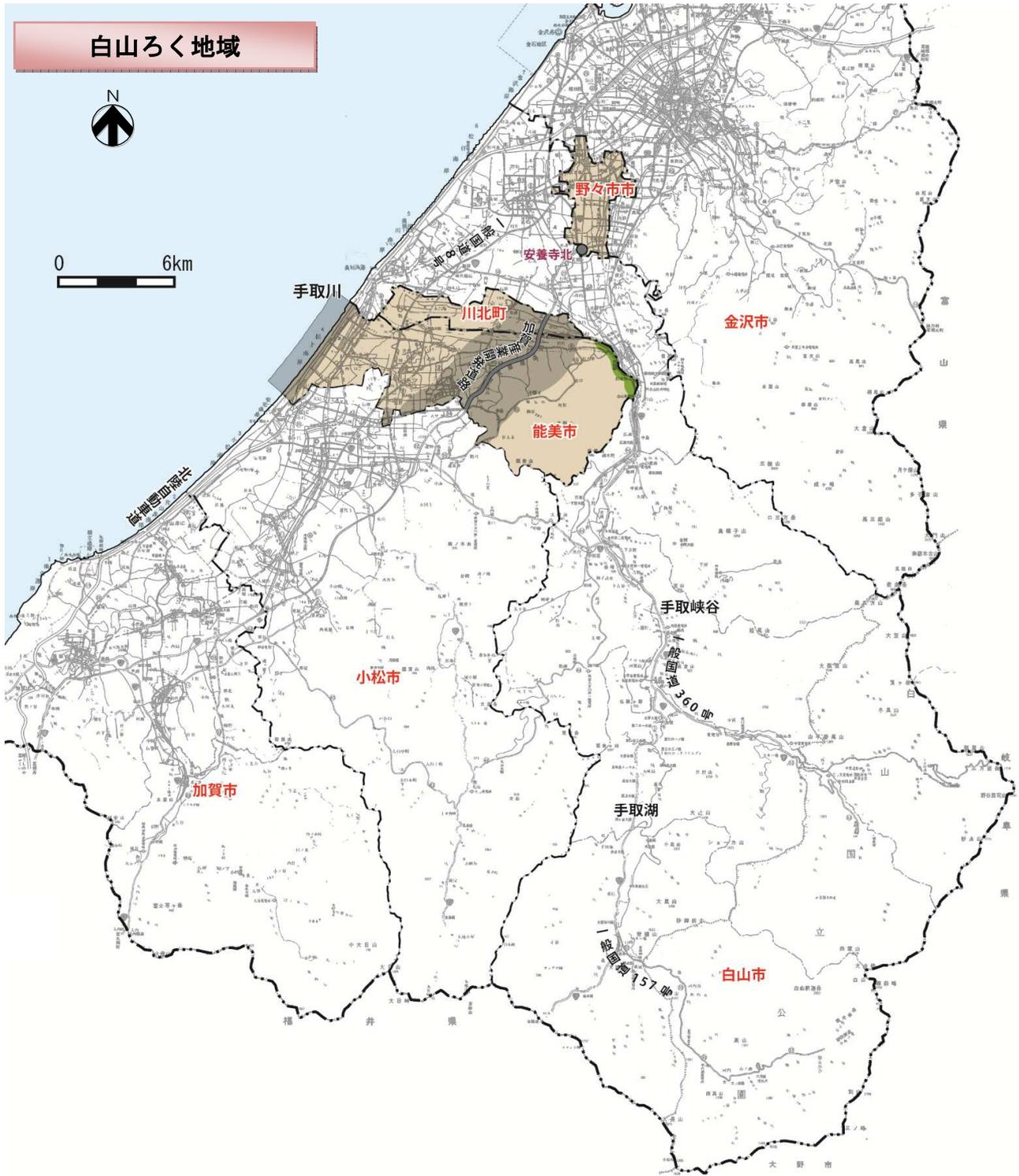
項目	景観形成基準
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul> <p>○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。</p>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul> <p>○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。</p> <p>○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul> <p>○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</p>

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>・景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## 白山ろく地域



凡例	
	陸
	海
	特別地域
	景観形成重点地区
	景観行政団体(市町)の区域
	隣接する景観形成重要地域
	隣接する特別地域

## (11) のと里海地域

### 1) 区域

○下記の道路の区間及び当該道路区間の本線の道路境界か両側 100mの範囲（海側は汀線まで）のうち陸域

#### ・一般国道249号

- ・ 県道金沢田鶴浜線（猫の目地内）との交差点から県道志賀富来線との交差点（高浜南地内）まで（うち市街地部：甘田交差点から県道志賀富来線との交差点（高浜南地内）まで）
- ・ 県道志賀富来線との交差点（富来牛下地内）から県道深谷中浜線との交差点（増穂地内）まで（うち市街地部：歌仙橋詰交差点から県道志賀富来線との交差点（増穂地内）まで）
- ・ 県道深谷中浜線との交差点（深谷地内）から県道1輪島浦上線との交差点（門前町浦上地内）まで（輪島市を除く）
- ・ 県道輪島浦上線との交差点（稲荷町地内）から県道大谷狼煙飯田線との交差点（大谷地内）まで（輪島市を除く）
- ・ 県道蛸島港線との交差点（すずなり西口地内）から市道676号線との交差点（鶺鴒地内）まで（うち市街地部：県道蛸島港線との交差点（すずなり西口地内）から市道676号線との交差点（鶺鴒地内）まで）
- ・ 町道1級藤波宇出津2号線との交差点（藤波地内）から県道能都内浦線との交差点（鶺鴒駅前地内）まで（うち市街地部：国道249号線（鶺鴒小学校前交差点）から同線（鶺鴒駅前交差点）まで）
- ・ 県道能都穴水線との交差点（比良地内）から県道長浦小牧線との交差点（中島町小牧地内）まで（うち市街地部：金比羅交差点から鶺鴒交差点まで）（七尾市除く）

#### ・県道志賀富来線

- ・ 一般国道249号との交差点（高浜南地内）から町道福浦坂線との交差点（福浦港地内）まで（うち市街地部：一般国道249号との交差点（高浜南地内）から志賀浦小学校前（上野地内）まで）
- ・ 町道北湾新道線との交差点（福浦港地内）から一般国道249号との交差点（富来牛下地内）まで

#### ・町道福浦坂線

県道志賀富来線との交差点（福浦港地内）から県道福浦港中島線との交差点（福浦港地内）まで

#### ・県道福浦港中島線

町道福浦坂線との交差点（福浦港地内）から町道福浦港巖門線との交差点（福浦港地内）まで

#### ・町道福浦港巖門線

県道福浦港中島線との交差点（福浦港地内）から町道藻ノ崎線との交差点（福浦港地内）まで

#### ・町道藻ノ崎線

町道福浦港巖門線との交差点（福浦港地内）から町道福浦港巖門線との交差点（福浦港地内）まで

# 石川県景観計画

- **町道福浦港巖門線**

町道藻ノ崎線との交差点（福浦港地内）から町道北湾新道線との交差点（福浦港地内）まで

- **町道北湾新道線**

町道福浦港巖門線との交差点（福浦港地内）から県道志賀富来線との交差点（福浦港地内）まで

- **県道深谷中浜線**

一般国道249号との交差点（増穂地内）から一般国道249号との交差点（深谷地内）まで

- **県道大谷狼煙飯田線**

- 一般国道249号との交差点（大谷地内）から市道537号線との交差点（小泊地内）まで

- 市道537号線との交差点（小泊地内）から県道蛸島港線との交差点（正院町川尻地内）まで（うち市街地部：市道600号線との交差点（蛸島町鉢ヶ崎地内）から県道蛸島港線との交差点（正院町川尻地内）まで）

- **市道537号線**

県道大谷狼煙飯田線との交差点（小泊地内）から県道大谷狼煙飯田線との交差点（小泊地内）まで

- **県道蛸島港線**

県道大谷狼煙飯田線との交差点（正院町川尻地内）から一般国道249号との交差点（すずなり西口地内）まで（うち市街地部：県道大谷狼煙飯田線との交差点（正院町川尻地内）から一般国道249号との交差点（すずなり西口地内）まで）

- **市道676号線**

一般国道249号との交差点（鶺鴒地内）から能登町境まで（うち市街地部：一般国道249号との交差点（鶺鴒地内）から市道52-2号線との交差点（見附島口地内）まで）

- **町道松波恋路1号線**

珠洲市境から町道1級松波布浦1号線との交差点（県立能登高等技術学校付近）まで

- **町道1級松波布浦1号線**

町道1級松波布浦1号線との交差点（県立能登高等技術学校付近）から県道能都内浦線との交差点（総合運動公園前地内）まで（うち市街地部：松波布浦1号線との交差点（県立能登高等技術学校付近）から町道松波布浦1号線（字松波と字布浦境まで））

- **県道能都内浦線**

町道1級松波布浦1号線との交差点（総合運動公園前地内）から県道宇出津港線との交差点（宇出津新町地内）まで（うち市街地部：県道能都内浦線（町道1級小木市之瀬1号線との交差点）から同線（小木高瀬口交差点）まで、同線（民宿遠嶋前）から県道宇出津港線との交差点（宇出津新町地内）まで）

- **県道宇出津港線**

県道能都内浦線との交差点（宇出津新町地内）から町道1級藤波宇出津2号線との交差点（宇出津地内）まで（うち市街地部：全区間）

- **町道1級藤波宇出津2号線**

県道宇出津港線との交差点（宇出津地内）から一般国道249号との交差点（藤波地内）まで（うち市街地部：全区間）

# 石川県景観計画

## ・県道能都穴水線

一般国道249号との交差点（鶴川駅前地内）から一般国道249号との交差点（比良地内）まで（うち市街地部：一般国道249号との交差点（鶴川駅前交差点）から浄覚寺前交差点まで）

## 2) 景観形成の目標

能登の風土と人の営みに培われた文化的な里山里海景観の保全

## 3) 景観形成の方針

### ①里山里海景観の保全・活用

外浦・内浦・七尾湾と集落が一体となった里山里海景観の保全を図るとともに、これらの景観を眺望する視点場の整備などの活用施策を推進する。

### ②歴史的・文化的な景観の保全・活用

柴垣、赤住、川浦、白丸、岩車など海岸沿いに形成された、伝統的な建築様式（黒瓦・下見板張り）の建築物からなる農漁村集落など歴史的・文化的な景観の保全・活用を図る。

### ③沿道景観の保全・創出と観光周遊ルートの形成

国道249号などの能登の海岸線沿いを、日本の原風景である里山里海の景観が残る資源として一体的に捉え、屋外広告物の規制やエコサインへの誘導などにより、沿道景観の保全をしながら、魅力的な観光周遊ルートの形成を図る。

### ④公共施設における景観的配慮

道路や橋、跨道橋などの公共施設の整備にあたっては、色彩やデザインなど周辺の景観に充分配慮する。

### ⑤景観阻害要因の改善

景観を阻害している老朽化した建築物・工作物等の改修・撤去や植栽等による遮蔽を行い、景観の改善を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

別表1のとおり

### ②景観形成基準

■建築物及び工作物(○は景観形成重要地域で追加する基準、◎は特別地域で追加する基準)

項 目	景観形成基準
<b>位置</b> ・ <b>規模</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角地に空地を確保することにより、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>○優れた自然景観を背景とする敷地については、主要な視点場からの景観を損なうことのないよう、眺望の確保に配慮した位置とする。</li> <li>○敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に優れた位置とする。</li> <li>○調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそるえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> <li>○山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。</li> <li>◎既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。</li> <li>◎優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。</li> <li>◎公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。</li> </ul>
<b>形態</b> ・ <b>意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> <li>○自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>○地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節したり陰影をつけるなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。</li> <li>○農漁村集落において勾配屋根とするなど、周辺と調和のとれた形態とするよう配慮する。</li> <li>・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul>
<b>色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、工作物及び附帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> </ul>

# 石川県景観計画

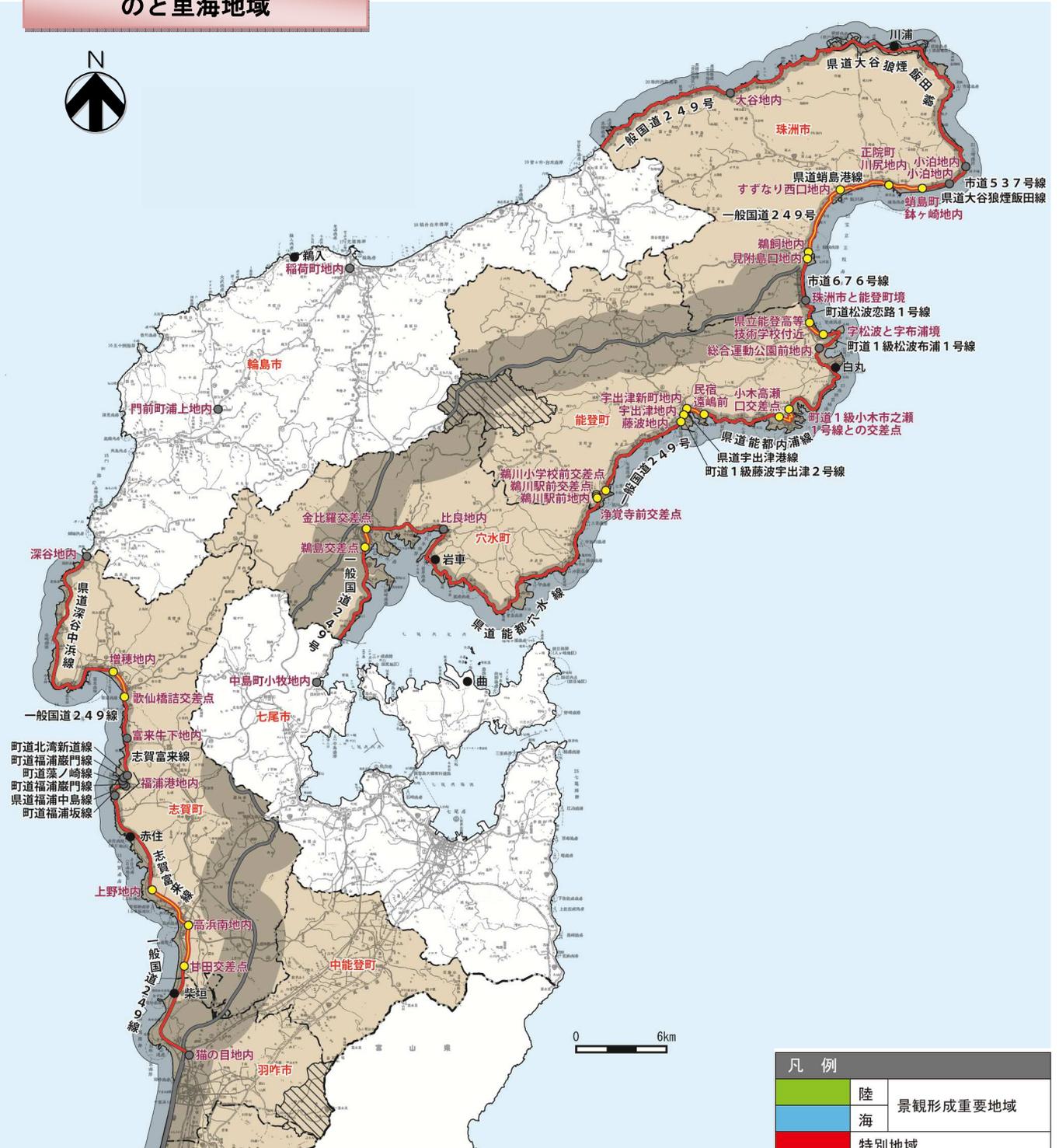
項目	景観形成基準
色彩	○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
	○地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。
	○優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。
	○建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（い）欄のとおりとする。
	◎建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表2（は）欄のとおりとする。 ただし、市街地部の区域は、別表2（ろ）欄のとおりとする。
材料	・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。
	・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。
	・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。
	○地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。
植栽	・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。
	・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。
	・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。
	○地域になじんだ樹木がある場合には、できる限りその樹種を選んで植栽するよう配慮する。
	○地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。
その他	・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。
	・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。
	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。
	・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。
	○既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。
	・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。
	・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。
のり面	・大規模なのり面が生じないよう配慮する。
	・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。
	・景観に配慮した植栽計画とする。

# 石川県景観計画

## のと里海地域



凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span>	陸
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span>	海
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FF0000; border: 1px solid black;"></span>	特別地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFA500; border: 1px solid black;"></span>	特別地域（市街地部）
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></span>	景観形成重点地区
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #FFFFFF; border: 1px solid black;"></span>	景観行政団体「市町」の区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>	隣接する景観形成重要地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color: #D3D3D3; border: 1px solid black;"></span>	隣接する特別地域

# 石川県景観計画

別表1 届出対象行為一覧

行為の種類	届出対象規模		
	景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 13mを超えるもの又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ 13mを超えるもの又は建築面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ 10mを超えるもの又は建築面積 200 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 煙突 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者保安通信設備用除く） 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの 擁壁 乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設 築造面積が 300 m <sup>2</sup> を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設 太陽光発電設備等（建築設備を除く）	高さが 13mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが 13mを超えるもの	高さが 13mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが 13mを超えるもの	高さが 10mを超えるもの ※工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの合計高さが 10mを超えるもの
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの）	開発面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	開発面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	開発面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

# 石川県景観計画

別表2 色彩の数値基準（JIS Z 8721 による）

	(い) 景観形成重要地域	(ろ) 特別地域		
色相	全色相	0.1R～5Y	5.1Y～10Y	その他
明度	8.5 以下	3～8.5	3～8.5	3～8.5
彩度	6 以下	6 以下	4 以下	2 以下

	(は) 特別地域 ※のと里海地域			
	外 観			うち屋根部分
色相	2.6R～5YR	0.1R～2.5R 5.1YR～10YR	その他	全色相
明度	3～7	3～7	3～7	5 以下
彩度	6 以下	4 以下	2 以下	1 以下

ただし、次に掲げる場合には適用しない。

- ① 表面に着色しない素材を使用する場合
- ② 見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③ 他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④ その他必要と認める場合

# 石川県景観計画

## 4. 景観形成重点地区における景観形成

特に良好な景観形成を図る必要のある地区を「景観形成重点地区」として指定する。

### (1) 春蘭の里（能登町）

#### 1) 区域

○能登町宮地・鮭尾・柏木・太田原・山田の一部（「旧宮地小学校下」）

#### 2) 景観形成の目標

生活の営みの中で創り上げてきた、里山景観の保全・再生

#### 3) 景観形成の方針

長い時間をかけて、生活の営みの中で創り上げてきた田園や集落が残る春蘭の里周辺において、その田園や集落と調和した土地利用、建築物・屋外広告物等の規制・誘導等により田園・集落景観の保全・再生を図る。

#### 4) 行為の制限に関する事項

##### ①届出対象行為

行為の種類	届出対象規模															
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築面積 10 ㎡を超えるもの															
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">煙突</td> <td rowspan="14" style="vertical-align: middle; text-align: center;">高さが 1.5m を超えるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿除く）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">擁壁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">築造面積が 300 ㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">太陽光発電設備等（建築設備を除く）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物を除く）</td> </tr> </table>	煙突	高さが 1.5m を超えるもの	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿除く）	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	擁壁	乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	築造面積が 300 ㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設	太陽光発電設備等（建築設備を除く）	柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物を除く）	
煙突	高さが 1.5m を超えるもの															
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿除く）																
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの																
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの																
擁壁																
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの																
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設																
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの																
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設																
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設																
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設																
築造面積が 300 ㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設																
太陽光発電設備等（建築設備を除く）																
柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物を除く）																
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの）	開発面積が 300 ㎡を超えるもの															

# 石川県景観計画

## ②景観形成基準

### ■建築物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> <li>・高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。</li> </ul>
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・ベランダ等は、洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・地域に根ざした建築様式を継承した意匠とするよう配慮する。</li> <li>・屋根は勾配屋根とするよう努める。</li> <li>・屋根材は瓦とすることに努める。</li> <li>・太陽光発電設備等を屋根材として使用または屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努める。</li> <li>・空調室外機、ガスボンベ、風力発電設備、太陽光発電設備等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。また、建物本体や周辺の景観に調和する木製格子や植栽などにより修景措置を工夫する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・敷地内の屋外設備、付帯建築物等の色彩は、本体建築物等及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>・周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。</li> <li>・壁面は白壁となるように努める（板張等の木の見え掛り部分を除く）。</li> <li>・屋根の瓦は黒色とするように努める。</li> <li>・太陽光発電設備等を屋根（壁）材として使用又は建築物に設置する場合は、パネルの色彩は周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努める。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・外観部は、木材、土などの自然素材を用いるよう努める。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、生け垣とするか、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。</li> <li>・やむを得ず、ブロック塀を設置する場合は、周辺に調和するよう工夫する。</li> <li>・むやみに樹木を伐採しないよう努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するように配慮する。</li> <li>・ごみ置場は、木製格子や植栽等により目立たなくするなど周りの見え方に配慮する。</li> <li>・広告物、自動販売機等は、周囲の色との調和に配慮、また、内蔵光源等は過剰な光量とならないよう努める。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## ■ 工作物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共施設に接する敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮する。</li> <li>・高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。</li> <li>・鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、主要な視点場や公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。</li> </ul>
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・鉄塔、風力発電設備、電柱、太陽光発電設備等及び無線基地局などは、施工方法を工夫し、目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮する。</li> <li>・電柱類の配線方法等を工夫し、できるだけ目立たなくなるように努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色はできる限り避けて、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・周囲の建築物や自然の色彩との調和に努め、落ち着いた色合いの低彩度色を用いるよう努める。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。</li> <li>・長期間の景観の保全を図るため、耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。</li> <li>・金属板、附属設備の取付け金物、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう配慮する。</li> <li>・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合は、生け垣とするか、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。</li> <li>・やむを得ず、ブロック塀を設置する場合は、周辺に調和するよう工夫する。</li> <li>・むやみに樹木を伐採しないよう努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するように配慮する。</li> <li>・広告物、自動販売機等は、周囲の色との調和に配慮、また、内蔵光源等は過剰な光量とならないように努める。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	・ 山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ・ 自然など既存の地形を活かし、地区の景観特性を踏まえた区画割りとなるよう配慮する。
のり面	・ 大規模なおり面が生じないよう配慮する。 ・ 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。
樹木等	・ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 ・ 景観に配慮した植栽計画とする。 ・ むやみに樹木を伐採しない。また、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には、積極的に修景に活かすよう努める。 ・ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。



## (2) 奥のと里海 日置（珠洲市）

### 1) 区域

○珠洲市狼煙町、川浦町及び折戸町の一部

### 2) 景観形成の目標

能登を代表する美しい海岸線と伝統的な黒瓦・下見板張りの建築物が織りなす里海景観の保全・再生

### 3) 景観形成の方針

#### ①海岸線の眺望景観を保全

朝日や夕日の眺望、荒々しい断崖や砂浜など様々な表情を見せる美しい海岸線を楽しむように、自然歩道から望む眺望景観の保全再生を図る。

#### ②漁村集落や文化的な景観の保全

伝統的な建築様式（黒瓦と下見板張り）の建築物からなる漁村集落景観及び間垣や舟小屋など文化的な景観資源の保全再生を図る。

#### ③まとまりのある集落景観の保全

海岸線に沿って5つの集落が近接し、一連の景観を形成していることから、地区全体の景観を一体的に保全再生を図る。

#### ④田園景観の保全

海と丘陵に囲まれて営まれてきた、のどかな田園景観の保全を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

行為の種類	届出対象規模														
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築面積 10 m <sup>2</sup> を超えるもの														
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">煙突</td> <td rowspan="14" style="vertical-align: middle; padding: 2px;">高さ 5 m 又は 築造面積の合計が 50 m<sup>2</sup> を超えるもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿除く）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">擁壁</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">築造面積が 300 m<sup>2</sup>を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">太陽光発電設備等（建築設備を除く）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物を除く）</td> </tr> </table>	煙突	高さ 5 m 又は 築造面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿除く）	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	擁壁	乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設	汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	築造面積が 300 m <sup>2</sup> を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設	太陽光発電設備等（建築設備を除く）	柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物を除く）
煙突	高さ 5 m 又は 築造面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの														
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿除く）															
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの															
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの															
擁壁															
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの															
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設															
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの															
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設															
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設															
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設															
築造面積が 300 m <sup>2</sup> を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設															
太陽光発電設備等（建築設備を除く）															
柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物を除く）															
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの														

# 石川県景観計画

## ②景観形成基準

### ■建築物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置、高さとする。</li> <li>・原則として2階建て以下とする。</li> <li>・既製品のカーポート、物置、コンテナその他簡易な構造の建築物は、岬自然歩道や幹線道路から目立たない位置に建築するよう努め、やむを得ず見える位置に建築する場合は形態・意匠に配慮する。</li> </ul>
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として適度な軒の出のある勾配屋根とする。</li> <li>・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。</li> <li>・屋根は瓦、壁面は下見板張とするよう配慮する。</li> <li>・エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。</li> <li>・屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。</li> <li>・耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料を使用するよう配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生（間）垣を設置するよう努め、やむを得ずブロック塀等を設置する場合は、必要最小限にとどめるなど周辺景観に配慮する。</li> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める。</li> </ul>

### ■工作物

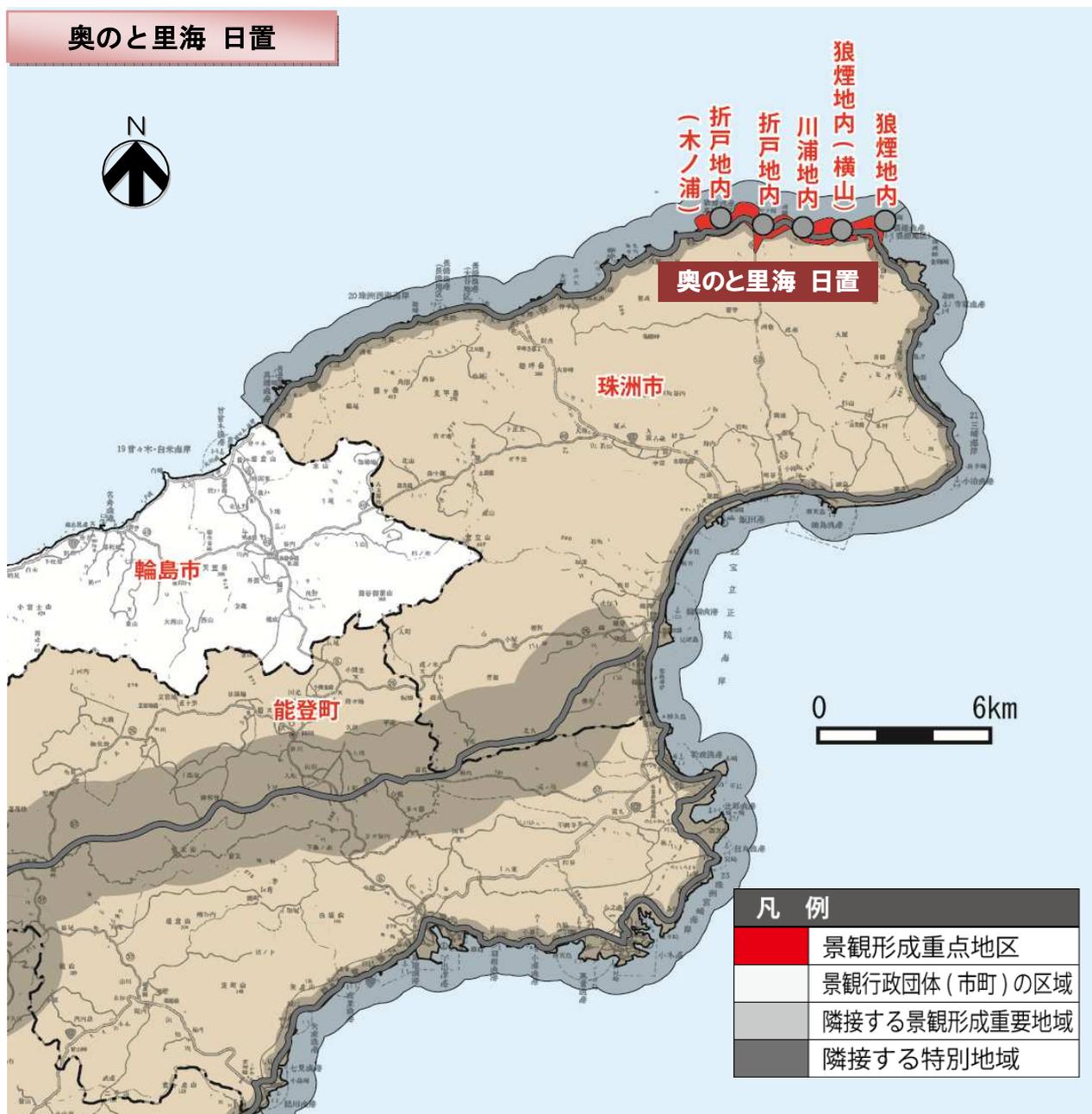
項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置とする。</li> <li>・原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう努める。</li> <li>・太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。</li> </ul>
形態・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来る限りシンプルなデザインとするよう努める。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低彩度色とすることにより、周辺の建築物や自然の色彩との調和に努める。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した材料の使用に努める。</li> <li>・耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に努める。</li> <li>・反射の少ない素材（部材）の使用に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界に塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した塀・垣・柵・フェンス等を設置するよう努める。</li> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう努める。</li> <li>・広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土 ・ 切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模なのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>

## 奥のと里海 日置



## (3) 神子原(羽咋市)

### 1) 区域

○羽咋市神子原町、菅池町、千石町

### 2) 景観形成の目標

山間に広がる棚田と伝統的家屋から形成され、自然と人々の営みが調和する里山景観の保全・再生

### 3) 景観形成の方針

#### ①風光明媚な棚田の眺望景観の保全

春の光に輝く水面や黄金色に波打つ稲穂など、四季折々の表情を見せる棚田の眺望景観の保全を図る。

#### ②歴史的・文化的な景観の保全

伝統的な建築様式(黒瓦の屋根、下見板や漆喰の外壁)の家屋が数多く残る集落(景観資源)の保全再生を図る。

#### ③まとまりのある集落景観の保全

棚田と一体的に形成されたまとまりのある農村集落を含む地区全体の景観の、一体的な保全再生を図る。

# 石川県景観計画

## 4) 行為の制限に関する事項

### ①届出対象行為

行為の種類	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築面積 10 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 1.5 m 又は 築造面積の合計が 50 m <sup>2</sup> を超えるもの
煙突	
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿除く）	
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
擁壁	
乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの	
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	
メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	
築造面積が 300 m <sup>2</sup> を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設	
太陽光発電設備等（建築設備を除く）	
柵、塀、フェンスその他これらに類するもの（建築物を除く）	
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの

# 石川県景観計画

## ②景観形成基準

### ■建築物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置、高さとする。</li> <li>・ 高さは原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。</li> </ul>
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の伝統的な建築様式の建築物については、保全・活用に努める。</li> <li>・ 屋根は瓦葺きの勾配屋根とするよう配慮する。</li> <li>・ 太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。</li> <li>・ エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。</li> <li>・ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。</li> <li>・ 屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。</li> <li>・ 金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生け垣を設置するよう配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</li> </ul>

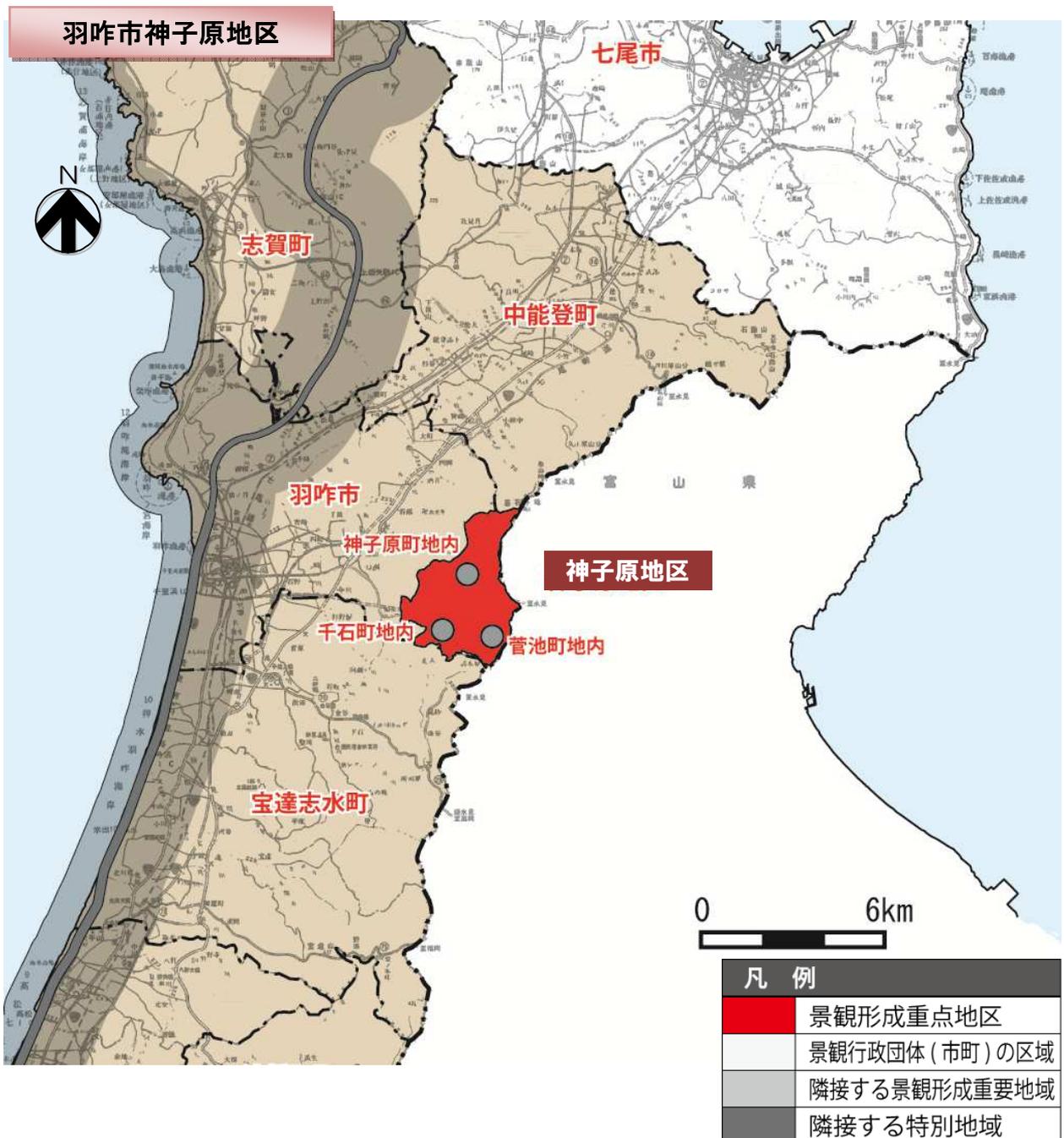
### ■工作物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置とする。</li> <li>・ 周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。</li> <li>・ 太陽光パネルは原則として主要な視点場や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。</li> </ul>
形態・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境や棚田の景観と調和したデザインとするよう配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低彩度色とし、周辺の建築物や自然の色彩との調和に配慮する。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</li> <li>・ 敷地境界に塀やフェンス等を設ける場合、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・ 広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。</li> </ul>

# 石川県景観計画

## ■開発行為

項目	景観形成基準
盛土・切土	・ 棚田の形態をできる限り保つよう努める。
のり面	・ 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の自然環境や棚田の景観との調和に配慮する。
樹木等	・ 敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮し、伐採は最小限に努める。 ・ 区域内の緑化に努め周辺環境と調和した植栽計画とする。 ・ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。



# 石川県景観計画

## 5. 屋外広告物の表示等に関する方針

- 1) 屋外広告物は景観形成における重要な構成要素であることから、いしかわ景観総合計画に定める地域の設定を尊重し、建築物等と一体的な規制誘導により、良好な景観の形成を図るものとする。
- 2) 広告物の表示については、周辺の景観との調和が保たれるとともに、新たに良好な景観が創出されるよう、いしかわ景観総合条例の規定により必要な規制誘導を行うものとする。

## 6. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

県内の農山村地域は、農林産物の生産の場のみならず、穀倉地帯や棚田などの多彩な田園景観に代表される地域固有の個性ある美しい景観を形成するとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全及び文化伝承等の多面的機能を有している。

このような、石川らしい景観特性に応じた農山村地域を後世に伝えるため、地域に即したきめ細やかな景観施策である市町の景観農業振興地域整備計画の策定を推進し、良好な農山村景観の保全・創出を目指す。

## 7. 自然公園法の許可の基準

奥のと里海 日置の届出対象行為における景観法第8条第2項第5号ホに掲げる自然公園法第20条第3項の許可(同条第3項第1号及び第15号に掲げる行為に係るものに限る)の基準で、良好な景観の形成に必要な事項は、以下に定める景観形成基準のとおりとする。

### ■建築物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置、高さとする。 ・原則として2階建て以下とする。
形態・ 意匠	・原則として適度な軒の出のある勾配屋根とする。 ・太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。
色彩	・外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする(木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く)。 ・屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。

### ■工作物

項目	景観形成基準
位置 ・ 規模	・原則として岬自然歩道や幹線道路から望む美しい海岸線の眺望景観を阻害しない位置とする。 ・原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないようにする。 ・太陽光パネルは原則として岬自然歩道や幹線道路から見えないようにする。
色彩	・低彩度色とし、周辺の建築物や自然の色彩との調和を図る。

## <変更履歴>

当 初（平成20年7月31日告示 平成21年1月1日施行）

第1回変更（平成24年3月28日変更告示 同年4月1日施行）

- ・景観形成重点地区 「春蘭の里（能登町）」の指定

第2回変更（平成26年3月25日変更告示 同年4月1日施行）

- ・景観形成重点地区 「奥のと里海 日置（珠洲市）」の追加指定

第3回変更（平成27年3月31日変更告示 同年10月1日施行）

- ・特別地域 「のと里山海道沿線・千里浜海岸地域」の区域変更
- ・特別地域 「のと里海地域」の追加指定

第4回変更（平成29年5月17日変更告示 同日施行）

- ・景観形成重点地区 「神子原（羽咋市）」の追加指定